

特定健康診査等実施計画

(平成20年度～平成24年度)

平成20年4月

所沢市

目 次

【序 章】	計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ~ 3
【第 1 章】	達成しようとする目標・・・・・・・・・・・・	4
【第 2 章】	特定健康診査等の対象者数・・・・・・・・・・	5 ~ 6
【第 3 章】	特定健康診査・特定保健指導の実施方法・・	7 ~ 15
【第 4 章】	個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 ~ 17
【第 5 章】	特定健康診査等実施計画の公表・周知・・	18
【第 6 章】	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	19 ~ 20
【第 7 章】	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(資料編)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22 ~ 30

序 章 計画策定にあたって

1 所沢市国民健康保険の現状（別添資料「所沢市の国保」参照）

所沢市の現状は、平成 19 年 3 月末日現在、人口は 339,058 人、世帯数 139,595 世帯となっています。

国民健康保険加入被保険者は 119,472 人であり、国民健康保険への加入率は、35.2%となっています。

平成 18 年度基本健康診査結果データからみた国民健康保険加入者全体の受診率は約 48%、40～74 歳の受診率は約 43%です。特に 40～59 歳までの受診率が男女とも低い傾向です。

医療費の状況は、40～74 歳被保険者の受診件数のうち男性約 30%、女性約 25%が生活習慣病に要しています。また、男性診療費の約 34%、女性の約 27%を生活習慣病が占めています。特に虚血性心疾患の診療費が全体のそれに占める割合が県平均と比較しても高い状況にあります。

生活習慣病の具体的疾病である糖尿病、高脂血症、高血圧性疾患においては、50 歳代後半から受診率が伸びている状況が見られます。

2 特定健康診査・特定保健指導の導入の要旨

これまでの健康診査等の保健事業については、老人保健法（昭和 57 年法律 80 号）に基づいて実施されてきました。

しかし、健康診査等受診後のフォローアップ等については、マンパワー不足等の諸問題があり、健康診査後の保健指導が徹底されていませんでした。

このため、特定健康診査・特定保健指導については、

- (1) 特定健康診査等を適切に受診することで、医療費適正化の効果が期待され、保険者が大きな成果を出せること。
- (2) 特定健康診査等のデータとレセプト（診療報酬明細書）データを突合することで、より効果的な方法等を分析できること。
- (3) 特定健康診査等の対象者把握及び管理が行いやすいこと。

この 3 点から、保険者が実施主体となることにより、被保険者全てに対する健診が充実し、健診受診率の向上が見込まれるほか、十分なフォローアップも期待できることから、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者にその実施が義務付けられました。

上記の趣旨により、所沢市国民健康保険の保険者である所沢市は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律 80 号。以下「法」といいます。

す。)に基づき、平成 20 年度から、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を行うこととします。

3 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群とします。

4 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目する意義

平成 17 年 4 月に、日本内科学会等内科系 8 学会が合同で内臓脂肪症候群の疾患概念と診断基準を示しました。

これは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を惹き起こす病態であり、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としています。

内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、また発症した後でも血糖、血圧等をコントロールすることにより、狭心症等の心疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進行や重症化を予防する事が可能であるという考え方です。

内臓脂肪症候群の概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに、様々な形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となることを詳細にデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになると考えられます。

5 内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査・保健指導の基本的な考え方について

これまでの健康診査・保健指導は、個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっていました。そのため、健康診査後の保健指導は「要精密検査」や「要治療」となった者に対する受診勧奨を行うことと、高血圧、高脂血症、糖尿病、肝臓病などの疾患を中心とした保健指導が実施されてきました。

特定健康診査・特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病

者・予備群を減少させることが目的となります。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健康診査は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行うものです。

6 計画の性格

この計画は、法第 18 条に規定する「特定健康診査等基本指針」に基づき、所沢市が策定する計画であり、埼玉県医療費適正化計画等と十分な整合性を図るとともに、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条に規定する「健康診査等指針」に定める内容に留意する必要があります。

7 計画の期間

この計画は 5 年を 1 期とし、第 1 期は平成 20 年度から平成 24 年度とし、5 年ごとに見直しを行うものとします。

第1章 達成しようとする目標

1 目標の設定

第1期の目標として特定健康診査実施率を65%、特定保健指導実施率を45%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の10%減少を平成24年度までに達成することを目標とします。

また、この計画の実行により、特定健康診査実施率を80%、特定保健指導実施率を60%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の25%減少を平成27年度までに達成することが国で示された全国目標となっています。

2 所沢市国民健康保険の特定健診・特定保健指導の目標値

(1) 目標値(第1期)

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準をもとに、所沢市国民健康保険における目標値を以下のとおり設定します。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査実施率	45%	50%	55%	60%	65%
特定保健指導実施率	20%	30%	35%	40%	45%
内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率					10%減少 (H20比)

なお、参酌標準の見直し等により、目標値を変更することがあります。

第2章 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための効果的・効率的な特定健康診査・特定保健指導実施のための取り組みを強化します。

- (1) 特定健康診査未受診者の確実な把握に努めます。
- (2) 特定健康診査の結果に基づき必要な保健指導を行います。
- (3) 医療費適性化の効果を含めたデータ備蓄と評価を行います。
- (4) 60歳未満の対象者の受診勧奨を強化します。

2 基本健康診査の状況

老人保健法に基づき実施した平成18年度基本健康診査における、国民健康保険加入者の受診者数及び受診率は以下のとおりです。

年齢区分	男性			女性			合計		
	被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
40-44歳	2,761	267	9.67	2,374	422	17.78	5,135	689	13.42
45-49歳	2,321	331	14.26	2,072	442	21.33	4,393	773	17.60
50-54歳	2,771	400	14.44	2,729	685	25.10	5,500	1,085	19.73
55-59歳	3,771	684	18.14	5,128	1,585	30.91	8,899	2,269	25.50
60-64歳	5,592	1,453	25.98	7,436	3,329	44.77	13,028	4,782	36.71
65-69歳	7,223	3,903	54.04	7,649	5,139	67.19	14,872	9,042	60.80
70-74歳	6,152	4,041	65.69	6,158	4,754	77.20	12,310	8,795	71.45
75歳-	7,268	4,951	68.12	10,081	6,368	63.17	17,349	11,319	65.24
40-74計	30,591	11,079	36.22	33,546	16,356	48.76	64,137	27,435	42.78
合計	37,859	16,030	42.34	43,627	22,724	52.09	81,486	38,754	47.56

3 平成24年度までの各年度の対象者数（推計）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診 査対象者数	64,492人	65,719人	66,401人	67,124人	67,816人
特定健康診 査実施率	45%	50%	55%	60%	65%
特定健康診 査実施者数	29,021人	32,860人	36,521人	40,274人	44,080人
特定保健指 導対象者数	7,110人	8,050人	8,948人	9,867人	10,800人
特定保健指 導実施率	20%	30%	35%	40%	45%
特定保健指 導実施者数	1,422人	2,415人	3,132人	3,947人	4,860人

なお、対象者のうち以下の者を除外した数を各年度の実施すべき数とします。

- (1) 事業主健診受診者
- (2) 特定健康診査に相当する健診を受診し、その結果を証明する書面を提出した者
- (3) 年度途中で転入・転出等の異動が生じた者
- (4) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（別添資料参照）

第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

保険者事務の効率化を図り、被保険者が受診しやすい健診体制及び効果的な保健指導体制を構築します。

1 特定健康診査

(1) 実施場所

所沢市と委託契約した所沢市医師会に加入する医療機関及びその他市長が適当と認める医療機関(別添資料参照)において実施します。

(2) 実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診項目とします。

具体的な健診項目

ア 基本的な健診項目

(ア) 質問項目(服薬歴、喫煙歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等)

(イ) 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)

(ウ) 理学的検査(身体診察)

(エ) 血圧測定、血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)

(オ) 肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、GTP)

(カ) 血糖検査(空腹時血糖及びHbA1c)

(キ) 尿検査(尿糖、尿蛋白)

イ 詳細な健診の項目

一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択

(ア) 心電図検査(12誘導心電図)

(イ) 眼底検査

(ウ) 貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)

(3) 実施時期

委託契約医療機関において、4月~2月実施とします。

ただし、平成20年度は6月以降実施するものとします。

(4) 特定健康診査委託基準

ア 基本的な考え方

特定健康診査受診率向上を図るため、利用者の利便性に配慮した

健診を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応が必要となります。

一方で、精度管理が適切に行われないうち、健診の質が考慮されない価格競争となることも危惧されるため、質の低下に繋がることがないように、委託先における健診の質を確保することが不可欠です。そのため具体的な基準を定めるものです。

イ 具体的な基準

(ア) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的・量的に確保されていること。

また、常勤の管理者が置かれていること。

(イ) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。

(ウ) 検査や診察を行う際、受診者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。

(エ) 救急時における応急処置のための体制を整えていること。

(オ) 健康増進法第 25 条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。

(カ) 特定健康診査の検査項目について、内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。

また、外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう）を定期的を受け、検査値の精度が保証されていることとともに、精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられること。

なお、検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業者において、以上の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

(キ) 国の定める電子的標準様式により、特定健康診査結果を安全かつ速やかに CD - R 等の電磁的方式により提出できること。

また、受診者の健診結果や心電図等の健診記録が適切に保存・管理されているとともに、個人情報等の取扱いについては、法第 30 条に規定する秘密保持義務及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）これに基づくガイドライン、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を遵守していること。

(ク) 対象者にとって受診が容易になるよう、受診者の利便性に配慮した健診を実施するなど、受診率を上げるよう取り組むこと。

また、所沢市の求めに応じ、適切な特定健康診査の実施状況

を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行えること。

特定健康診査実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該健診実施者の資質の向上に努めているとともに、特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有していること。

(5) 業務委託先

特定健康診査の実施については所沢市医師会への個別委託とします。また、所沢市医師会以外の医療機関については、各医療機関との個別委託とします。

(6) 特定健康診査自己負担額

特定健康診査の受診者が医療機関で支払う自己負担額については、別に定めます。

2 特定保健指導

(1) 基本的な考え方

生活習慣病予備軍を生活習慣病に移行させないために、対象者自身が健診結果を理解して、体の変化に気付き、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援し、対象者が自分の健康に関するセルフケア(自己管理)ができるようになることを目的とします。

そのために、どのような生活習慣を身につけることが必要であるか、課題や優先順位を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を対象者が自ら立てられるよう支援できるプログラムを開発し、個別面接や小集団のグループワーク等を活用し行動変容のきっかけづくりを行います。

また、特定保健指導実施者は、特定保健指導を行うための知識及び技術を理解し、身につけ、実際の特定保健指導に応用することが必要です。そのために各種研修会への参加や、身近な機関でOJTを実施します。

さらに、健康増進法等で実施するポピュレーションアプローチの環境づくりとともに、健康づくりに資するための社会資源を積極的に活用することや、地域・職域におけるグループ、ボランティア等との協働した体制整備を実施します。

特定保健指導の支援に関する考え方

- 生活習慣病に関する情報提供を行います。
- 特定健康診査の結果を日常生活と照らし合わせながら理解す

ることを支援します。

- 生活習慣の行動変容につながるができるように支援します。

○ J T (on the job training) ~ 仕事の現場で実務に携わりながら業務に必要な知識、技術を習得させるもの。

(2) 実施場所

所沢市保健センターを中心とした市内公共施設等で実施します。

(3) 実施時期

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の選定と階層化したものを踏まえて通年実施とします。

(4) 特定保健指導委託基準

特定保健指導を委託する場合は、「第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法 1 特定健康診査 (4) 特定健康診査委託基準」に準拠します。

3 特定保健指導の対象者の抽出 (重点化) の方法

(1) 基本的な考え方

効果的、効率的な保健指導を実施するために、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施します。

具体的には特定健康診査の受診者に、リスクに基づく優先順位をつけ、必要に応じた保健指導のレベル別に支援を実施します。

当市の現状を加味したうえで、特に、55~59歳の男性に対して優先を置くとともに、特定健康診査未受診者対策に重点を置きます。

(2) 特定保健指導対象者の選定と階層化

特定保健指導対象者を明確にするために、特定健康診査結果から対象者をグループに分類し、保健指導を実施します。

ア 特定保健指導以外の保健指導 (レベル1) (情報提供対象者)

特定健康診査受診者でイ~エに該当しない者

イ 特定保健指導 (レベル2) (動機づけ支援・積極的支援対象者)

医療への受診 (受診勧奨含む) 以外の内臓脂肪症候群診断者、予備軍に該当する者

ウ 特定保健指導以外の保健指導 (レベル3)

医療への受診勧奨が必用な者で特定保健指導以外の対象者

エ 特定健康診査受診者かつ治療者 (レベル4)

特定健康診査受診者で特定保健指導以外の対象者

オ 特定健康診査未受診者

糖尿病等の生活習慣病治療者以外の特定健康診査未受診者

(3) 事業実施に関する優先順位及び支援方法。

優先順位 1	
グループ名	オ 特定健康診査未受診者
理由	<p>特定保健指導の実施率には寄与しないが、特定健康診査の受診率に著しく影響するため、目標達成に関する最重要課題であります。</p> <p>また、受診率向上を図ることによってハイリスク予備群の把握、早期介入により、医療費適正化に寄与できると考えられます。</p>
支援方法	<p>40歳代及び50歳代に対する特定健康診査の受診勧奨を行います。</p> <p>地区活動をとおしての受診勧奨の展開を行います。</p> <p>市広報等でのPRをします。</p> <p>国保加入者だけでなく、ポピュレーションアプローチとして40・50歳代の市民に特定健康診査等の情報提供を行います。</p> <p>新たな特定健康診査対象者となる30歳代を見すえた生活習慣病予防の事業展開をします。</p>
必要なスキル	<p>未受診者を的確に把握し、効果的に介入できること。</p> <p>ポピュレーションアプローチとしての事業展開ができること。</p>

優先順位 2	
グループ名	イ 特定保健指導（レベル2）動機づけ支援・積極的支援
理由	<p>特定健康診査・特定保健指導の評価指標、医療費適正化計画の目標達成に寄与するグループであります。</p>
支援方法	<p>40・50歳代の積極的支援を中心に代謝のメカニズムと健診データが結びつくよう支援を行います。</p> <p>また、ハイリスクアプローチ用の学習教材の開発をします。</p>
必要なスキル	<p>代謝のメカニズムをわかり易く説明できる能力。</p> <p>学習教材を使い支援できる能力。</p> <p>庁内関係部署との連携、社会資源の活用を図ること。</p>

優先順位 3	
グループ名	ウ 特定保健指導以外の保健指導（レベル3）
理由	病気の発症予防・重症化予防の視点で医療費適正化に寄与できると考えられます。特定健康診査・特定保健指導の評価指標、医療費適正化計画の目標達成に寄与するグループです
支援方法	必要な再検査、精密検査について説明を行います。 健診結果から当該身体状況を理解させ、適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援します。 ハイリスクアプローチ用の学習教材の開発をします。
必要なスキル	体のメカニズム及び疾患の理解を深め、支援できる能力。 医療機関との連携が図れること。

優先順位 4	
グループ名	エ 特定健康診査受診者かつ治療者（レベル4）
理由	すでに病気を発症していても、重症化予防の視点で、医療費適正化に寄与できると考えられます。
支援方法	かかりつけ医と保健指導実施者での治療計画の共有化及び学習教材の共同使用を行います。 医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用を図ります。 治療中断者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析を行います。
必要なスキル	生活習慣病に関する各学会のガイドラインの把握、及び経験を生かした支援出来る能力。 医療機関との連携が図れること。

優先順位 5	
グループ名	ア 特定保健指導以外の保健指導（レベル1）情報提供
理由	特定健康診査受診率向上を図るため、健診受診・自己管理に向けた継続的な支援が必要となります。
支援方法	健診の意義や各健診項目の見方について説明します。 ポピュレーションアプローチ用の学習教材の開発をします。
必要なスキル	学習教材を熟知する。 社会資源の活用を図れること。

(4) 支援レベル別保健指導実施計画

保健指導別実施計画は、事業展開フローチャート(特定健診・保健指導と成人保健事業)のとおり実施します。(別添資料参照)

(5) 保健指導実施者の人材確保と資質向上

医療保険者での生活習慣病対策、予防重視の基本的な考え方のもと、必要な保健師・管理栄養士の配置、在宅の専門職の活用、アウトソーシングの活用を進めます。

事業者の評価にあたっては、所沢市国民健康保険運営協議会等を活用し行うものとしします。

特定健康診査、特定保健指導の実施人員体制

内容	所沢市	委託先
特定健康診査	事務員	医師
特定保健指導	事務員 保健師 管理栄養士	

この実施人員体制については、事業実施方法等により変更することがあります。

(6) 実施に関する毎年度のスケジュール

健診実施期間、保健指導実施期間等は、下記のスケジュールを基に進めます。なお、平成21年度以降においても特に変更のない場合は、このスケジュールに準じます。

	平成20年度		平成21年度(20年度分)	
	特定健康診査	特定保健指導	特定健康診査	特定保健指導
4月	健診機関との契約 健診対象者の抽出、 受診券等の印刷・送付			
5月	(特定健診の開始)		健診データ抽出 (前年度分)	
6月			実施率等、実施実績の 算出。 支払基金への報告 (ファイル作成・送付)	
7月	健診データ受取	保健指導対象者の抽出、 利用券等の印刷・送付		
8月	費用決済	(特定保健指導の開始)		
9月				
10月				実施実績の分析 実施方法、委託先機関 の見直し等
11月				
12月				
1月	(特定健診の終了)			
2月	健診データ受取 次年度スケジュール 作成	保健指導対象者の抽出、 利用券等の印刷・送付		
3月	次年度契約準備 費用決済(最終)			

(7) 周知、案内方法

特定健康診査受診対象者には、原則毎年誕生日月の1か月前までに特定健康診査受診券(別添資料参照)を送付することとします。

なお、特定健康診査受診者全員に対して、健診結果票を送付するとともに、特定保健指導を必要とする者に対しては、特定保健指導実施の通知を送付します。

また、特定健康診査受診券の発券は、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託するものとします。

(8) 事業主健診データの保管方法、保管体制及び保管等に関する外部委託について

特定健康診査受診対象者が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく事業主による健康診断を受診した者のデータについては、個別に所沢市に提出することとします。

なお、提出にあたっては原則磁気媒体とします。

また、特定健康診査・特定保健指導に関するデータの管理は、原則5年間保存とし、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託するものとします。

第4章 個人情報の保護

1 基本的考え方

医療保険者は、特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び同法に基づくガイドライン並びに所沢市個人情報保護条例（平成13年条例第7号）及び所沢市情報セキュリティポリシーを踏まえた対応を行います。

特定健康診査等のために、収集された個人情報を有効に利用する際には、受診者の権利利益を保護するため個人情報の保護に十分に配慮します。

2 具体的な個人情報の保護

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づいて行います。

ガイドラインにおける役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業員の監督、委託先の監督）について周知を図ります。

特定健康診査及び特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理していきます。

3 データ保存・管理の方法

特定健康診査・特定保健指導のデータは個人の健康情報が記録されているため、あらかじめ医療保険者により定められた責任者をおいて管理します。

また、特定健康診査・特定保健指導のデータ管理を外部委託する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）第2編第6章（2）「健診結果等の情報の取扱いに関する基準」及び第3編第6章（4）2）「保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準」の定めを遵守します。

医療保険者は被保険者に対して、健診・保健指導結果を管理するとともに、その情報を各個人が保存しやすい形で提供します。

4 守秘義務規定

個人情報を適正に取り扱うために、次のとおり守秘義務に関する規定が

設けられています。

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号・平成 20 年 4 月 1 日施行分）
第 120 条の 2 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、
正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を
漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号・平成 20 年 4
月 1 日施行分）

（秘密保持）

第 30 条 第 28 条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託
を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しく
はその職員又はこれらの者であつた者は、その実施に関して知り得た
個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第 167 条 第 30 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲
役又は百万円以下の罰金に処する。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

法第19条第3項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を市広報及びホームページに掲載します。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 基本的な考え方

評価は、「特定健康診査・特定保健指導」の成果について評価を行うことであり、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などで評価されるものです。

その成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定されるため、健診結果や生活習慣の改善状況などの短期間で評価ができる事項についても評価を行っていきます。

なお、評価方法としては

- (1) 「個人」を対象とした評価方法
- (2) 「集団」として評価する方法
- (3) 「事業」としての評価方法

以上それぞれについて評価を行うとともに、事業全体を総合的に評価します。

2 具体的な評価

(1) ストラクチャー（構造）

保健指導に従事する職員の体制（職種・職員数・職員の資質等）、保健指導の実施に係る予算、施設・設備の状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況。

(2) プロセス（過程）

保健指導の実施過程、すなわち情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定、指導手段（コミュニケーション、教材を含む）、保健指導実施者の態度、記録状況、対象者の満足度。

(3) アウトプット（事業実施量）

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、特定保健指導の継続率。

(4) アウトカム（結果）

特定健康診査の受診者数及び受診率、肥満度や血液検査などの健診結果の変化、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の数。

3 評価の実施責任者

個人に対する保健指導の評価は保健指導実施者（委託事業者を含む）が実施責任者となります。

集団に対する保健指導の評価は、特定保健指導実施者（委託先を含む）及び医療保険者が、評価の実施責任者となります。

特定保健指導実施者に対する研修を行っている者もこの評価に対する責務を持つこととします。

事業としての特定保健指導の評価は、特定健康診査等の事業を企画する立場にある医療保険者がその評価の責任を持つこととします。

最終評価については、特定健康診査等の成果として、対象者全体における生活習慣病対策の評価（有病率、医療費等）を行うものであるから、医療保険者が実施責任者となります。

なお、保険運営の健全化の観点から所沢市国民健康保険運営協議会において毎年進捗状況を報告し、状況に応じて特定健康診査等実施計画を見直すこととします。

第7章 その他

所沢市国民健康保険から検診料の一部の助成を受け人間ドックを受診した場合は、特定健康診査対象者においては、特定健康診査を受診したものとみなします。

資料編

1. 序章 1 別添資料・・・「所沢市の国保」
2. 第 2 章 3 (4) 別添資料・・・「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号)第 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」
3. 第 3 章 1 (1) 別添資料・・・「特定健康診査実施医療機関名簿」
4. 第 3 章 3 (4) 別添資料・・・「特定健診・保健指導と成人保健事業」
5. 第 3 章 3 (7) 別添資料・・・「特定健康診査受診券」

○厚生労働省告示第三号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 妊産婦
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 三 国内に住所を有しない者
- 四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- 五 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号まで

特定健康診査実施医療機関名簿（地区別）

地区名	病(医)院名	住 所	電 話
所 沢	旭町小児科医院	旭町7-12	2992-2656
	岩下悦郎消化器内科クリニック	北有楽町24-10	2928-3636
	うえむらクリニック	御幸町5-15	2923-2921
	おくもとクリニック	西所沢1-23-3	2903-8320
	久我クリニック	日吉町8-11	2923-8005
	黒須医院	宮本町1-2-4	2922-2069
	航空公園西口内科	喜多町4-8	2925-8000
	西部クリニック	星の宮1-1-10	2926-5851
	関根内科クリニック	御幸町6-6	2926-0636
	瀬戸病院	金山町8-6	2922-0221
	所沢胃腸病院	西所沢1-7-25	2923-1123
	所沢診療所	宮本町2-23-34	2924-0121
	所沢整形外科	宮本町1-15-6	2925-5321
	所沢内科クリニック	東町22-3	2922-2210
	西山内科医院	喜多町14-7	2925-3522
	星の宮クリニック	星の宮1-3-29	2921-3877
	峰の坂産婦人科	宮本町2-16-10	2923-4313
	宮本町内科クリニック	宮本町2-26-16	2903-1088
	柳内医院	元町21-7	2922-2005
松 井	所沢秋津診療所	上安松1-8	2945-8899
	所沢市市民医療センター	上安松1224-1	2992-1151
	所沢腎クリニック	下安松1564-1	2945-6600
	所沢第一病院	下安松1559-1	2944-5800
	船津クリニック	下安松50-225	2944-0611
	まつおか内科クリニック	下安松1034-1	2945-7911
	村田医院	上安松538-7	2997-5051
	安松クリニック	上安松1299-1	2991-6446
	横山医院	東所沢和田3-4-24	2944-9360
並 木	青木クリニック	中新井2-65-1	2943-1036
	うだがわクリニック	北原町1415-1	2997-4880
	けやき内科	並木3-1-7-102	2995-2299
	酒田内科クリニック	こぶし町1-17-101	2993-5866
	みずの内科クリニック	中新井4-27-4	2942-4100

地区名	病(医)院名	住 所	電 話
小 手 指	石塚クリニック	上新井110-2	2925-9955
	太田胃腸科外科クリニック	小手指町3-24-5	2948-1231
	桂内科	小手指南4-13-6	2947-0011
	金井医院	小手指町1-3-8	2925-3321
	小手指医院	北野新町1-9-7	2949-3118
	小手指整形外科	小手指町5-16-6	2947-3321
	彩のクリニック	小手指町4-1-1	2949-1118
	鈴木内科医院	小手指町1-42-17	2922-6160
	椿峰クリニック	小手指南3-47-3	2949-7966
	所沢ハートクリニック	上新井268	2940-8611
	所沢ロイヤル病院	北野3-1-11	2949-3385
	豊川医院	小手指町3-22-12	2948-1122
	ながさわ内科	小手指元町2-29-21	2947-2001
	波多野医院	小手指町1-43-5	2924-7885
	はらこどもクリニック	小手指町2-1379	2926-4333
	平沢記念病院	北野3-20-1	2947-2466
	堀江医院	小手指町3-11-16	2949-8811
	矢部クリニック	小手指町1-29-17	2924-8486
山川医院	小手指町1-11-6	2924-5252	
山 口	桂医院	山口1529-23	2924-0086
	かわかつクリニック	山口808-1 ミニマート所沢山口店2F	マ 2920-2200
	狭山湖診療所	上山口1502-10	2925-3777
	所沢明生病院	山口5095	2928-9110
	横田医院	山口1395	2928-7117
	米島医院	山口1181-6	2922-3675
柳 瀬	豊原医院	東所沢1-10-11	2944-6433
	はらだクリニック	東所沢3-9-13	2945-8769
	東所沢クリニック	東所沢1-3-10	2945-2226
	東所沢整形外科	東所沢1-18-5	2951-5201
	東所沢病院	城435-1	2944-2390

地区名	病(医)院名	住 所	電 話
三ヶ島	荻野医院	狭山ヶ丘1-2993-5	2948-1181
	所沢緑ヶ丘病院	狭山ヶ丘1-3009	2948-8181
	中山内科医院	東狭山ヶ丘3-713-36	2926-8332
	新美内科	狭山ヶ丘2-64-2	2948-5208
	西島消化器・内科クリニック	東狭山ヶ丘1-27-20	2923-0005
	東狭山ヶ丘辻本クリニック	東狭山ヶ丘4-2696-1	2923-8661
	三浦クリニック	三ヶ島3-1394-4	2938-2887
	やまもとキッズクリニック	三ヶ島4-2286-11	2938-7787
	吉川病院	若狭3-2570-2	2949-5181
	わかさクリニック	若狭4-2468-31	2949-2426
吾妻	伊藤内科	東住吉2-4	2922-2915
	かがやきクリニック	久米593-8	2991-7511
	賀古整形外科	北秋津124-1	2924-9771
	菊池がんクリニック	荒幡111-1	2928-7311
	木下クリニック	北秋津778-39	2993-0007
	くにとみ内科外科クリニック	久米532-8	2993-9213
	園田内科医院	北秋津778-17	2992-8496
	デルタクリニック	くすのき台2-5-1 サンウインビル1F	2996-5157
	徳島内科クリニック	久米1569-1	2929-6366
	所沢中央病院	北秋津753-2	2994-1265
	額賀胃腸科内科クリニック	久米2196-5	2925-1585
	松が丘クリニック	松が丘1-52-19	2928-5666
	むくのきクリニック	くすのき台1-12-10 第3西村ビル地下1F	2993-1015
	むさしクリニック泌尿器科内科	くすのき台3-4-7 カンファリエA101	2998-1850

地区名	病(医)院名	住 所	電 話
新所沢	赤坂整形外科	けやき台2-29-24	2928-7450
	有村医院	榎町12-21	2922-2094
	今城内科クリニック	緑町2-3-21	2939-2006
	かえで内科医院	緑町4-47-20	2939-3555
	木戸クリニック	緑町4-15-27	2929-6502
	けやき台どんぐりクリニック	けやき台1-16-5	2923-8171
	斉藤内科診療所	青葉台1296-21	2922-0480
	大東医院	緑町2-6-18	2922-3229
	端山胃腸科・皮膚科	緑町3-14-3	2928-5881
	春田医院	緑町3-12-24	2922-3486
	ひろせクリニック	緑町2-14-7	2920-2111
	双葉クリニック	けやき台1-36-7	2922-5171
	吉川外科胃腸科医院	泉町914-17	2923-5670
新所沢東	新所沢キッズクリニック	美原町2-2931-6	2990-3100
	梨子田内科クリニック	弥生町2871-36	2996-3181
	松葉診療所	松葉町18-10	2995-5131
	宮川医院	松葉町10-11 エイトビル1F	2992-3200
	柳沢外科クリニック	松葉町6-2	2993-8130
	山口医院	花園2-2344-26	2943-3273
	吉岡クリニック	花園2-2351-18	2942-3116
富岡	おうえんポリクリニック	中富1037-1	2990-5818
	北所沢病院	下富1270-9	2943-3611
	木村医院	北岩岡1-96	2942-5411
	埼玉西協同病院	中富1865-1	2942-0323
	島内科医院	北中3-60-9	2926-0080
	新所沢清和病院	神米金141-3	2943-1101
	所沢メディカルクリニック	中富南2-21-7	2943-1581

「健康ところ21」に基づく、生涯を通じた健康づくり

地区活動や各種事業の機会を通して、健診の受診率を上げるために、周知すると共に、健診を受ける意義について学ぶ

特定健診受診券発送

特定健診受診

受診医療機関による結果説明（所沢方式）
国保受診者に対し受診医療機関にて、医師より結果説明を受ける。

特定保健指導（40歳～74歳）
 情報提供：事務委託
 動機づけ支援：既存の事業を利用
 40～64歳：健診結果説明会
 血液さらさらメタボ予防教室
 健康づくり初心者運動教室
 65歳～：健診結果説明会
 積極的支援：新規事業
 40～59歳：かるがるプログラム
 60～64歳：健診結果説明会 かるがるプログラム
 積極的支援未申込者・要医療者支援：訪問指導

健診結果説明会
 1、日 程：各チーム月1回程度（7月開始）
 2、場 所：公民館・自治会館、保健センター等
 3、対象者：要医療を除く、所沢市民すべて
 4、周 知：特定保健指導対象者へ個別通知
 健診機関、各施設等にちらしを設置
 5、内 容
 1）健診結果の見方（グループワーク）
 2）個別相談（希望者）
 6、企画・実施者
 各チームで企画・準備・実施する
 7、当日スタッフ：保健師2名、栄養士1名
 8、根 拠：健康ところ21・国保執行委任事務
 一般市民+動機づけ支援対象者

60～64歳の積極的支援の希望者

かるがるプログラム
 1、日 程：個別に設定（3ヶ月間個別継続支援）
 2、場 所：保健センター、公民館・自治会館、自宅等
 3、対象者：積極的支援対象者
 4、周 知：積極的支援対象者へ個別通知
 5、企 画・実施者：各地区担当保健師
 6、内 容：マニュアルに順ずる
 7、根 拠：国保執行委任事務
 積極的支援対象者

予約制健康相談・出張健康相談
 一般市民+動機づけ支援対象者

血液さらさら教室
 1、ねらい：集団的効果を期待した学習の場
 2、日 程：1コース2日間で年4コース実施
 3、場 所：保健センター（3コース）三ヶ島地区（1コース）
 4、対象者：概ね64歳以下
 5、周 知：健診結果説明会・かるがるプログラムの参加者
 64歳以下の動機づけ支援者へ通知・一般公募
 6、企画・実施者：各チームで1コースを担当
 7、内 容：講義（病態・栄養・運動）グループワーク
 8、根 拠：健康ところ21・国保執行委任事務
 一般市民+動機づけ支援対象者+かるがるプログラム参加

健康づくり初心者運動教室
 1、ねらい：運動に取り組みにくい人への支援
 2、日 程：1コース5日間程度で2チーム年1コース実施
 3、場 所：地区体育館のある公民館（三ヶ島、富岡）
 4、対象者：概ね64歳以下
 5、周 知：健診結果説明会・かるがるプログラムの参加者
 64歳以下の動機づけ支援者へ通知・一般公募（要検討）
 6、企画・実施者：各チームで企画・準備・実施
 7、内 容：講義・実技
 8、根 拠：健康ところ21・国保執行委任事務
 一般市民+動機づけ支援対象者+かるがるプログラム参加

健康ナイスミドル講座
 1、ねらい：定年退職者の社会的健康の再構築
 2、日 程：年1コース（土曜日）
 3、場 所：保健センター
 4、対象者：定年退職期の男性市民
 5、周 知：一般公募
 （動機づけ支援の60～64歳男性に案内）
 6、企画・実施者：担当、飛翔の会
 7、根 拠：健康ところ21・国保執行委任事務
 一般市民+動機づけ支援男性対象者

20・30歳代へのアプローチ
 母子保健事業を通して
 学校保健を通して

各地区活動・健康づくり
 関連サークル

市民健康大学

市民健康づくり講演会

ところ21栄養教室
 ファミリー食育教室
 ところ21男性料理教室
 優しい健康食教室

特定健康診査受診券

yyyy年（平成ee年）ee月dd日 交付

受診券整理番号	99999999999		
氏名	(カナ又は漢字)		
性別	N	生年月日	yyyy年（平成ee年）mm月dd日
有効期限	yyyy年（平成ee年）mm月dd日		

健診内容	実施形態	実施項目	窓口の自己負担			保険者負担上限額	
			負担額	同時実施負担額 NN	負担率		
特定健診	基本項目	個別					
		集団					
	詳細項目※1	貧血	個別				
			集団				
		心電図	個別				
			集団				
	眼底	個別					
		集団					
特定健診以外の項目	生活機能評価	生活機能チェック 個別					
		生活機能チェック 集団					
	生活機能検査※1	個別					
		集団					
	追加健診	個別					
		集団					
人間ドック	個別						
	集団						

※1 基本項目、生活機能チェックの結果により実施します

NN

保険者等	所在地							
	電話番号							
	番号							
	名称							

NNNN

契約とりまとめ機関名	個別 集合契約等参加都道府県名は注意事項欄参照
支払代行機関番号 ※3	XXXXXXXX
支払代行機関名 ※3	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

※3 実施機関の所在する国保連合会の番号、名称に読み替えてください

〒XXX-XXXX NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNN	修正記入欄 〒 -
--	--------------

特定健康診査受診上の注意事項

1. 上記の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署してください。
(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
2. 特定健康診査を受診するときには、受診券と被保険者証を窓口に提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。また、この券で受診する追加項目、その他(人間ドック)健診についても同様です。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。

NN
 NNN

NNNNNNNNNNNNNNNN
 NNN
 NNN

所沢市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

平成20年4月

発行 所沢市

編集 国民健康保険特定健康診査等実施計画策定庁内検討会議

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9131

FAX 04-2998-9061

メールアドレス a9131@city.tokorozawa.saitama.jp